

小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体試行要領

(平成 22 年 4 月 1 日 22 建政技第 17 号)

(改正 平成 24 年 12 月 7 日 24 建政技第 271 号)

(最終改正 令和 3 年 12 月 1 日 3 建政技第 280 号)

(目的)

第 1 条 この要領は、長野県が発注する「小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式試行要領」(以下「試行要領」という。)における地域維持型建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態)

第 2 条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって「試行要領」に定める小規模維持補修工事及び除雪業務並びに凍結防止剤散布業務(以下「小規模維持補修工事等」という。)(除雪業務については、発注機関の長が当該業務も含めて工区設定した場合による)を遂行する共同遂行方式とし、分担工事型、出資比率型のどちらかの形態によるものとする。

(構成員数)

第 3 条 共同企業体の構成員数は、制限を設けない。

(構成員の組み合わせ及び要件)

第 4 条 共同企業体の構成員の組み合わせは、建設業法第 3 条に規定する営業所のうち、長野県入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)を有する営業所を当該発注現地事務所管内の提案参加要件書に提示する地域要件の区域内に有する者で、次の各号の要件を満たす組み合わせとする。

ただし、共同企業体の構成員のうち、試行要領第 2 (5) の業務に限り参加する者は、「除雪業務における委託契約要領」第 4 条に掲げる資格を満たせば除雪業務に限り参加できるものとする。

- 一 共同企業体として、いずれかの構成員が、「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」かつ「舗装」の入札参加資格を有していること。
- 二 構成員は、「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」又は「舗装」のいずれかの入札参加資格を有していること。
- 三 全ての構成員は、提案参加資格要件に示す「営業所の所在地」の要件を満たしていること。
- 四 いずれかの構成員が営業所(県内営業所の本店扱い認定者の営業所である場合を除く。)において参加表明をする場合は、過去 3 年間に、長野県小規模補修工事の当番登録実績又は小規模維持補修工事等の受注実績があること。
- 五 構成員の資格総合点数については、制限を設けない。
- 六 共同企業体は、当該工事に対応する許可業種に係る主任技術者を当該工事現場毎に配置できること。

七 全ての構成員は、契約時に法定外労働災害補償制度に加入する者であること。ただし、当該制度は元請・下請を問わず補償できる保険であり、かつ当該契約期間の全ての間において対象とする保険でなければならない。

- 2 小規模維持補修工事等において、入札参加資格を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、複数の共同企業体の構成員となることはできないものとする。ただし、契約期間の完了後3ヶ月の精算事務の期間については、精算に係る業務に限りこれを妨げない。

（除雪業務を行う場合の構成員の要件）

第4条の2 除雪業務を行う構成員においては、除雪業務実施要領に定められた作業を遵守できる者であること。

（出資比率）

第5条 各構成員の出資比率を設ける場合は、構成員数での均等に除した比率の10分の6以上とする。また、代表者の出資比率が構成員中最大とする。

（代表者）

第6条 代表者は、共同企業体を管理統括するものとし、工事等の実施に当たり主任技術者を配置するものとする。ただし、除雪業務においては、配置を求めないものとする。

（結成方法）

第7条 第4条及び第4条の2の要件を満たす者による自主結成とする。

（資格申請）

第8条 共同企業体が施工体制の提案に参加しようとする場合は、次に定める書類を知事に提出するものとする。なお、構成員に変更があった場合は、その都度変更申請書及び変更協定書を知事に提出し、承認を受けるものとする。

- 一 小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体入札参加資格申請書（様式1-1）
- 二 小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体協定書（様式2-1、様式2-2）
- 三 小規模維持補修工事等地域維持型建設共同企業体入札参加資格申請の審査関係書類

（共同企業体の入札参加資格）

第8条の2 小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式への共同企業体の入札参加資格については、第4条第1項の第1号から第4号並びに第4条の2及び試行要領第3に適合しているかを審査のうえ、適当と認めたときは発注機関の長が付与（様式1-2）する。

（緊急時連絡体制表の提出）

第9条 契約企業体は、工事契約締結後、すみやかに共同企業体の緊急時連絡体制表（任意様式）を提出しなければならない。

附 則

- 1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、平成23年1月1日から公告する対象工事から適用する。

附 則

- 1 本要領は、平成24年1月1日から公告する対象工事から適用する。

附 則

- 1 本要領は、平成25年1月1日から公告する対象工事から適用する。

附 則

- 1 本要領は、令和4年1月1日から公告する対象工事から適用する。